に改め、同表熊本県宇城保健所の項中「下益城郡松橋町　宇土市 宇土郡 下益城郡」を「宇城市　宇土市 宇城市 宇土郡 下益城郡」に改める。

（熊本県地域振興局設置条例の一部改正）

第5条　熊本県地域振興局設置条例（平成10年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本県宇城地域振興局の項中「下益城郡松橋町」を「宇城市」に、「宇土郡」を「宇城市」に改め、熊本県阿蘇地域振興局の項位置の欄中「阿蘇郡一の宮町」を「阿蘇市」に改め、同表同項所管轄区域の欄中「阿蘇郡」を「阿蘇市及び阿蘇郡」に改める。

第3条の表下水道法（昭和33年法律第79号）の規定に基づく流域下水道に関する事務の項中「下益城郡小川町」を「宇城市」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）　第1条中熊本県家畜保健衛生所条例別表熊本県中央家畜保健衛生所の項、第2条中熊本県福祉事務所設置条例第2条の表熊本県宇城福祉事務所の項、第3条中熊本県地域農業改良普及センター設置条例別表熊本県宇城農業改良普及センターの項、第4条中熊本県保健所条例別表熊本県宇城保健所の項並びに第5条中熊本県地域振興局設置条例第2条の表熊本県宇城地域振興局の項及び同条例第3条の表下水道法（昭和33年法律第79号）の規定に基づく流域下水道に関する事務の項の改正規定　平成17年1月15日

（2）　第1条中熊本県家畜保健衛生所条例別表熊本県阿蘇家畜保健衛生所の項、第2条中熊本県福祉事務所設置条例第2条の表熊本県阿蘇福祉事務所の項、第3条中熊本県地域農業改良普及センター設置条例別表熊本県阿蘇農業改良普及センターの項、第4条中熊本県保健所条例別表熊本県阿蘇保健所の項及び第5条中熊本県地域振興局設置条例第2条の表熊本県阿蘇地域振興局の項並びに附則第2項から第6項までの規定　平成17年2月11日

（経過措置）

2　阿蘇郡蘇陽町に係るこの条例の施行の際現に効力を有する熊本県阿蘇家畜保健衛生所長が行った処分その他の行為又は現に熊本県阿蘇家畜保健衛生所長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、熊本県中央家畜保健衛生所長の行った処分その他の行為又は熊本県中央家畜保健衛生所長に対して行った申請その他の行為とみなす。

3　阿蘇郡蘇陽町に係るこの条例の施行の際現に効力を有する熊本県阿蘇福祉事務所長が行った処分その他の行為又は現に熊本県阿蘇福祉事務所長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、熊本県上益城福祉事務所長の行った処分その他の行為又は熊本県上益城福祉事務所長に対して行った申請その他の行為とみなす。

4　阿蘇郡蘇陽町に係るこの条例の施行の際現に熊本県阿蘇農業改良普及センター所長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、熊本県上益城農業改良普及センター所長に対して行った申請その他の行為とみなす。

5　阿蘇郡蘇陽町に係るこの条例の施行の際現に効力を有する熊本県阿蘇保健所長が行った処分その他の行為又は現に熊本県阿蘇保健所長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、熊本県御船保健所長の行った処分その他の行為又は熊本県御船保健所長に対して行った申請その他の行為とみなす。

6　阿蘇郡蘇陽町に係るこの条例の施行の際現に効力を有する熊本県阿蘇地域振興局長が行った処分その他の行為又は現に熊本県阿蘇地域振興局長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、熊本県上益城地域振興局長の行った処分その他の行為又は熊本県上益城地域振興局長に対して行った申請その他の行為とみなす。

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第67号

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び訂正」を「、訂正及び利用停止」に、「第25条」を「第25条の7」に、

「第5章　雑則（第41条・第42条）」を「第5章　雑則（第41条－第43条）
第6章　罰則（第44条－第48条）」に改める。

第1条中「及び訂正」を「、訂正及び利用停止」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

（1）　個人情報　個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

第2条第2号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

（3）　事業者　法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

第7条第3項を同条第5項とし、同条第2項第6号中「国」の次に「、独立行政法人等」を、「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加え、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4　実施機関は、本人から書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その個人情報取扱事務の目的を明示しなければならない。

（1）　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2）　個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3）　個人情報取扱事務の目的を本人に明示することにより、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4）　収集の状況からみて個人情報取扱事務の目的が明らかであると認められるとき。

第7条第1項の次に次の1項を加える。

2　実施機関は、前項の目的を変更する場合には、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第8条ただし書及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1）　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（2）　法令等に定めがあるとき。

（3）　出版、報道等により個人情報が公にされているとき。

（4）　個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。

（5）　専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。

（6）　実施機関が当該実施機関の所管する個人情報取扱事務に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合において、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。

（7）　他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受けるものが、その所管する事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当の理由があると認められるとき。

（8）　前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

第10条第1項中「講ずるよう努め」を「講じ」に改める。

第12条中「又はその」の次に「漏えいの防止その他の個人情報の」を加える。

第13条の見出し中「外部委託」を「外部委託等」に改め、同条第1項中「委託しようとするとき」の次に「、又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせようとするとき」を、「契約」の次に「又は協定」を、「委託を受けたもの」の次に「又は指定管理者（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）」を加え、同条第2項中「実施機関から前項の個人情報取扱事務の委託を受けたもの」を「個人情報取扱事務受託者等」に、「同項の契約」を「前項の契約又は協定」に、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第3項中「前項の委託を受けた個人情報取扱事務」を「個人情報取扱事務受託者が行う実施機関の個人情報取扱事務又は公の施設の管理の事務」に、「当該個人情報取扱事務」を「当該事務」に改める。

第2章第2節の節名を次のように改める。

第2節　個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

第14条第1項中「県の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する